授業料支援の「申請手続」に関する重要なお知らせ

保護者　各位

令和7年7月4日

授業料支援の対象者の範囲が広がりました

①**「就学支援金制度」**…年収約910万円未満世帯対象

新規

②**「臨時支援金制度」**…年収約910万円以上世帯対象（令和7年度限りの制度）

返還不要で、高等学校での授業料を全額支援します。

- 審査結果により、就学支援金または臨時支援金のいずれかを支給します。
- 生徒保護者の皆様に代わり、学校が就学支援金を受け取って授業料に充てますので、授業料（単位数×100円）を負担する必要はありません。
- 申請をされなかった方は授業料をご負担いただきます。

各制度の申請の流れ

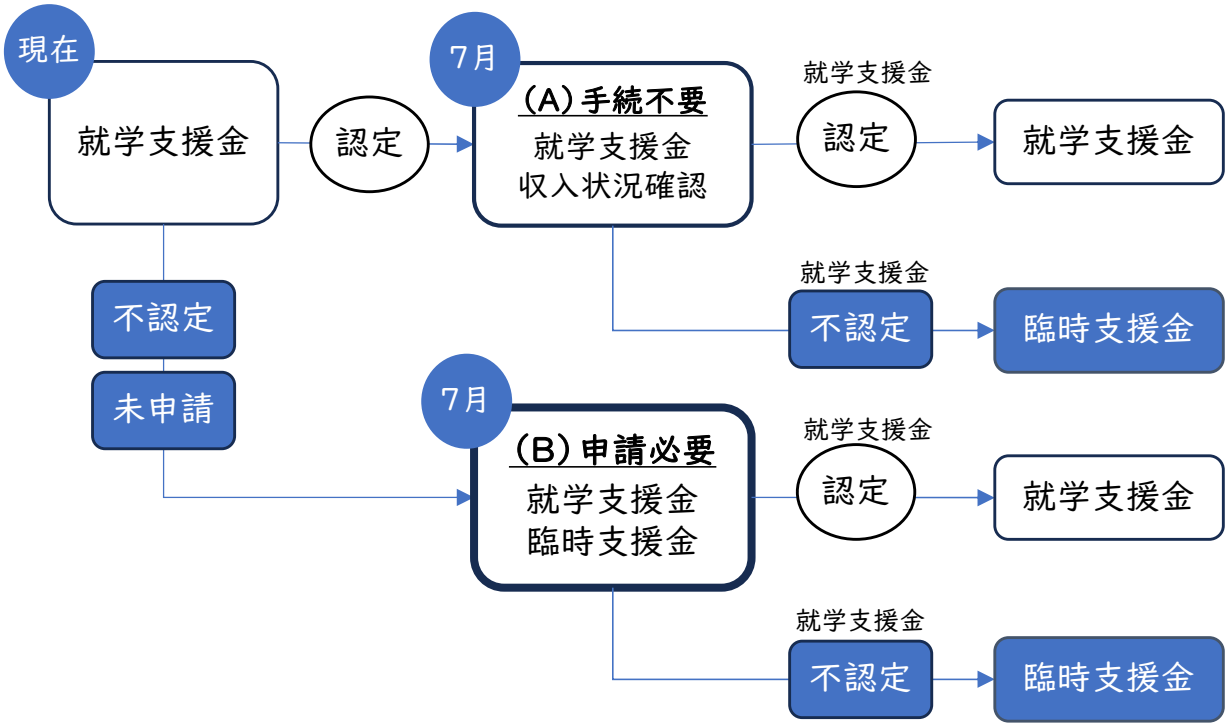

申請手続については裏面をご覧ください。

申請手続

(A)６月現在認定されている ➡ **申請は不要**です。

※既にご提出いただいているマイナンバーにより、最新の収入状況を確認します。

※転居などで令和6年中に住所に変更があった方はご連絡ください。（R7.7.10（木）まで）

確定申告がお済みでない場合、課税証明書をご提出いただく場合があります。

(B)６月現在認定されておらず、今回申請する

（4月に「申請しない」と申し出、授業料（単位数×100円）を支払い済みの方）

➡ **以下の書類をお渡ししますので、下記連絡先へご連絡ください。**

★学校事務室へ「チェックシート」と「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」、「臨時支援金受給資格認定申請書」、「個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書」を提出

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等を添付してください。

(C)４月に「所得超過」と申し出た ➡ **後日郵送にてご案内します。**

各種書類の提出期限

令和7年7月25日（金）

提出先

佐賀北高等学校通信制 事務室

※お問い合わせは窓口または電話（0952-23-2203)へお願いします。

審査結果

決定次第お知らせいたします。